

1 契約について

補助事業者又は間接補助事業者が補助事業又は間接補助事業を遂行する際は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、誠実に補助事業又は間接補助事業等を行うように努めるとともに、補助事業又は間接補助事業を遂行するために行う契約形態については、「恣意的な調達先の選定」、「身内・利害関係者への発注」、「不適正に高額な価格での調達」等とならないよう十分留意すること。

補助事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、総務省の交付決定通知日以降であり、単年度契約でなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない）。

契約形態については、地方公共団体においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条及び同条の2の規定により原則として一般競争入札とする。また、指名競争入札又は随意契約は、地方自治法施行令第167条又は同条の2の各号に掲げる場合のみとし、その理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にするとともに、適正かつ公平な契約を行うこと。

間接補助事業者が間接補助事業を遂行するために行う契約については、地方公共団体が行う契約形態に準じ、適正かつ公平な契約を行うこと。

例：不適当な契約事例

- ① 交付決定を受けたA市で補助事業の要件を満たす事業の一部を実証実験として既に実施しているB社に対し、最も効率的に事業を実施することができることを理由に、A市がB社と随意契約を行った

（不適当な理由）B社が、A市で既に実証実験を行っていたことをもってA市がB社と随意契約を結ぶことは、「恣意的な調達先の選定」、「利害関係者への発注」といった観点から問題である。複数社が入札できる環境を設けた上で、一般競争入札を行うことが必要である。

- ② 入札を行うことを広く一般に周知せず、複数社から見積書を入手し、最低価格の業者と契約を締結した

（不適当な理由）上記の手続きは、「随意契約」に該当するものであり、一般競争入札を活用できない明確な理由がない場合は、入札を行うことを広く周知した上で、一般競争入札を行うことが必要である。

2 計画変更等について

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業費の額の20パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計

算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

(1) 計画変更承認が必要な内容

ア 事業費の額の20%を超える額の減額

- ・事業内容の変更より事業費が減額となるもの。入札（企画競争による随意契約を含む）のみによる減額は当てはまらない。

イ 事業内容を変更するとき

- ・当初の交付決定の目的（申請書記載の補助事業の目的）を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。

(計画変更承認が必要な場合の例)

補助事業の目的・内容にもよるが、例えば以下のような場合が考えられる。

- アプリケーションの一部機能の削除による提供サービスの削減
- サービスエリアの変更
- 【※各メニューに特化した事例で追加する事例があれば記載ください】
- 実地調査を踏まえた設置設備数の減少による20%以上の事業費の減額
- 人件費単価の見直しによる20%以上の事業費の減額 等

なお、総務省は、交付要綱様式第4号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を確認すること。

(2) 軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。軽微な変更にあたるかどうかの判断が困難な場合は、総務省に相談すること。また、実績報告の際にも以下の書類を添付すること。

総務省と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合がある。

- ・変更理由書
- ・申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料（新旧対照表）
- ・見積書については申請時と変更後の相違表（V 1－別紙5－1及び5－2支出総括表差異表参照）
- ・申請時と変更後の図面

(軽微な変更と認められる場合の例)

補助事業の目的・内容にもよるが、例えば以下のような場合が考えられる。

○事業目的やサービスエリアの変更を伴わず、事業費の減額が20%未満の場合であって、能率的な事業の目的達成に資する以下の変更

- ・ 伝送ルートの変更
- ・ 実地調査を踏まえた設置設備数の減少
- ・ 設備の同等品への変更
- ・ 機器の設置場所の変更
- ・ LAN配線の変更 等

(3) 事業の中止、廃止について

補助事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

(4) 事故報告について

補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、総務省に相談すること。なお、補助事業の完了日とは、直接補助案件であれば工事の検査を完了した日を、間接補助案件であれば補助事業者が補助金の支払いを完了した日を指す。

(5) 交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には適正化法第17条、帰すことのできない場合には適正化法第10条により取り消すことがある。

3 差金回収について

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

限られた予算でより多くの要望団体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

(1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の補助事業者に対しては、総務省が実施する「補助事業に係る契約状況の把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うものとする。

補助事業者は、総務省からの求めに応じて当該時点における入札差金の状況を報告す

ること。

また、交付決定済の補助事業者に対し、交付要綱第11条に基づき様式第8号による入札差金の額の調査を行うこともあるので留意すること。

なお、間接補助を行う場合にあっては、補助事業者は間接補助事業者に対して同様の手続きを取ること。

(2) 採択案件の交付決定額の変更

① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した補助事業者は総務省に対して交付決定額変更申し出（IV 3-別紙1）の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知（IV 3-別紙2）を発出する。

② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名 (注1)

印

平成 年度情報通信技術利活用事業費補助金交付決定額変更申出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、交付決定額の変更を受けても事業執行に支障がないので、下記のとおり申し上げます。

記

- 1 変更後の受けようとする補助金の額は、金 , 円
- 2 変更前及び変更後の内訳は次のとおり。(注2)

(千円)

経 費 区 分		変 更 前	変 更 後
経費の 配分	設備費		
	企画・開発費		
	合計		

(注1) 連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表

市町村長 印 」

と記載すること。

(注2) 東北地域医療情報連携基盤構築事業 (イ 法人又は協議会等に助成するもの)、被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業、スマートグリッド通信インタフェース導入事業 (イ 法人又は協議会等に助成するもの) の場合は、以下のように記載すること。

(千円)

経費区分	変 更 前	変 更 後
助 成 費		

番 号
年 月 日

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 殿

総務大臣 印

平成 年度情報通信技術利活用事業費補助金交付決定額変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申し出のあった平成 年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により下記のとおり交付決定額を変更したので通知する。

記

- 補助金の交付決定額は、金 , 円とする。
- 内訳は次のとおりとする。（注2）

(千円)

経 費 区 分		変 更 前	変 更 後
経費の 配分	設備費		
	企画・開発費		
	合計		

(注1) 連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印」
と記載する。

(注2) 東北地域医療情報連携基盤構築事業（イ 法人又は協議会等に助成するもの）、被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業、スマートグリッド通信インタフェース導入事業（イ 法人又は協議会等に助成するもの）の場合は、以下のように記載する。

(千円)

経費区分	変 更 前	変 更 後
助 成 費		